

大和町防災まちづくりについて

大和町地区においては、平成29年3月30日に不燃化特区の区域を地区全域に拡大し、不燃化への取り組みを進めており、不燃化特区の目標年度とされる平成32年度を目途とした防災まちづくりを推進している。

その具体的な取り組みを実現するにあたり、以下のとおり区の考え方を取りまとめた。今後、関係機関協議を進めるとともに地域と意見交換等を行い「大和町防災まちづくり計画」を策定し、「大和町まちづくり方針」に掲げる「災害に強く安全で、だれもが住み続けられるまち」の実現に向けた具体的取り組みを加速させていく。

1 事業化に向けた取り組みについて

(1) 地区計画の早期導入

地区全体の住環境の改善や防災性の向上により、まちの魅力の向上を図るため、「大和町地区地区計画」を策定しルールに沿った建替えを誘導する。

(2) まちの不燃化促進

まちの不燃化を推進するため、不燃化特区(事業期間平成32年度まで)及び都市防災不燃化促進事業による助成制度を活用し、老朽住宅の除却や不燃化建替えを促進する。

接道不良敷地解消のため、共同化の機運醸成を図り、事業化を働きかける。

(3) 避難道路の効果的・集中的な事業化推進

消防活動困難区域の解消、避難経路の確保を目的とし、路線毎に手法を精査し、整備効果の高い路線から、幅員6m以上の避難道路を整備する。

(4) 大和町中央通り沿道のまちづくりの具体化

大和町中央通りの拡幅整備を契機とした、大和町の地域資源を活かしたまちづくりを推進する。

2 まちづくりルール策定の基本的な考え方

(1) 地区施設整備の基本的な考え方

- ① 災害時の避難、消防・救援活動等の機能強化及び良好な居住環境を形成するため、避難道路を整備する。
- ② ゆとりある日常や、地域の防災性を向上させるため、既存公園・広場等を防災拠点として整備するとともに、第四中学校跡地は地域にふさわしい利活用を進める。

③ 大和区民活動センターを地区の中心・交流拠点として整備するとともに、さまざまな機能を持った地域の中心核づくりを誘導する。

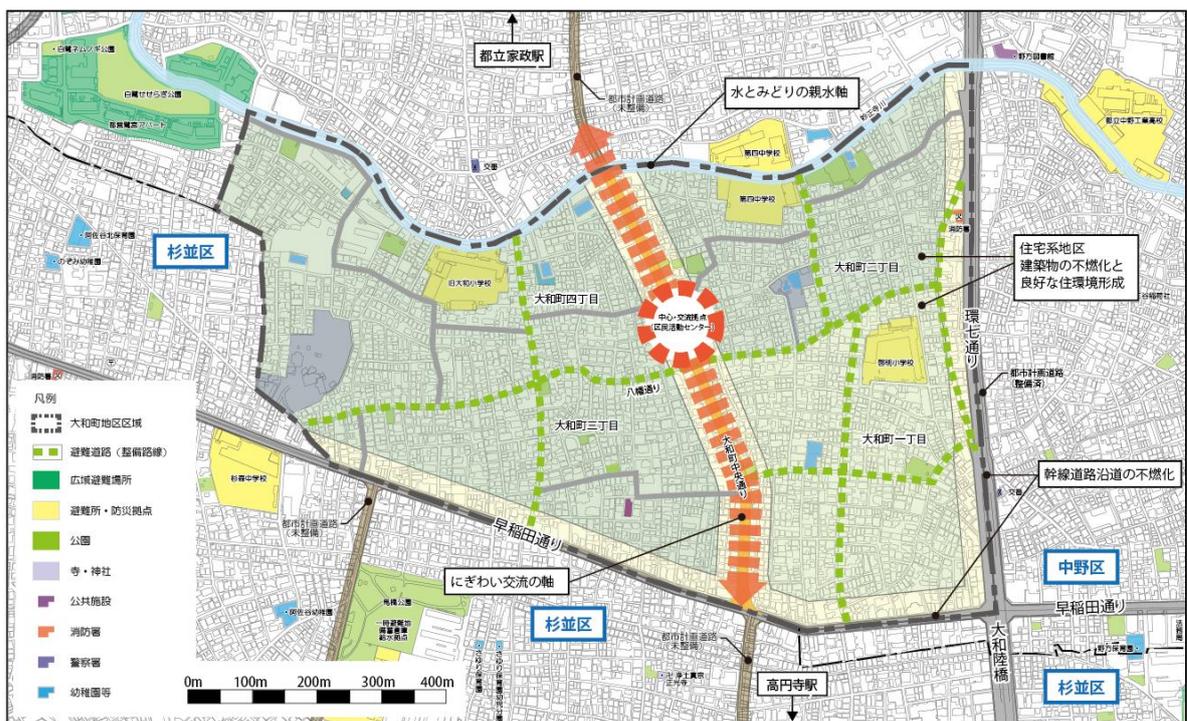
④ 防災性の向上、安全な移動空間の確保、景観の向上のため、無電柱化を推進する。

(2) 建築制限の基本的な考え方

建築物の用途の制限、建築物の敷地の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の制限、建築物の形態・意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行い、地区全体の住環境の改善や防災性の向上を図る。

(3) 土地利用の基本的な考え方

大和町中央通り沿道は「にぎわい交流の軸」とし、環状七号線及び早稲田通り沿道は「幹線道路沿道の不燃化」、妙正寺川沿いは「水とみどりの親水軸」、住宅系地区については「建築物の不燃化と良好な住環境形成」を図るとともに、公園・オープンスペースの確保を目指す。



3 今後の予定

平成30年度

大和町防災まちづくり計画(案)策定
大和町防災まちづくり計画策定

平成31年度

避難道路優先整備路線事業化に向けた取り組みに着手
大和町地区地区計画決定